

セーフティネット1号認定について

【対象者】

*次のいずれかに該当すること。

- ①経済産業大臣の指定を受けた再生手続開始申立等事業者に対して50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。
- ②経済産業大臣の指定を受けた再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%（端数切捨て）以上であること

【必要書類】

- ①認定申請書 1部
- ②盛岡市内に事業所等があることを客観的に確認できるもの
法人の場合：業種，代表者，事業所の所在地が確認できる資料（「履歴事項全部証明書」等）
個人の場合：「所得税確定申告書B」，青色申告決算書（または収支内訳書）の控え写し等
- ③別紙1「申請者の概要」 1部
・個人事業主は屋号も記載し，住所は自宅住所と主たる事業所の住所を記入して下さい。法人・個人とも業種について詳しく記入してください。（必要により事業内容の分かる資料の添付でも可）
- ④別紙2「必要事業資金の調達に支障を来していることの説明」 1部
- ⑤（金融機関の代理申請の場合）委任状 1部
- ⑥指定事業者（再生手続開始申立等事業者）に対する売掛金債権又は前渡金返還請求権を確認できる書類
- ⑦直近決算書の写し一式（確定申告書，貸借対照表，損益計算書，勘定科目内訳書）

【その他留意事項】

- ①認定とは別に，金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ②市町村長又は特別区長から認定を受けた後，本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して，経営安定保証の申込みを行うことが必要です。

盛岡市役所 ものづくり推進課 工業振興係
電話 019-626-7538